

## 県立学校体育施設開放事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県民の健康増進と体力向上を図り、生涯スポーツの普及と推進を目指すとともに、地域に親しまれる学校づくりを図るため、学校体育施設を学校教育活動の支障のない範囲において、広く県民のスポーツ活動のための利用に供する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 学校体育施設開放事業は、滋賀県教育委員会がグラウンド等の開放をおこなう県立学校の協力を得て組織的におこなうものとする。

### (開放施設)

第3条 この事業における各校の開放施設は、学校体育施設のグラウンドとする。

### (開放日および開放時間)

第4条 学校は、利用者の申請する開放日および開放時間ならびに開放の回数について、教育活動に支障のない休業日・祝日等から指定し決定する。

2 開放日は、学校の年間計画の中で事業実施可能な日とする。

3 開放時間は、別表1のとおりとする。

4 開放日の回数は、学校や地域の実情に応じたものとし、概ね年間10回程度、月に2回を超えないものとする。

### (利用許可の範囲)

第5条 学校体育施設を開放する場合、利用が許可される範囲は、原則、公共団体、公共的団体、その他公共団体に限る。

2 利用者は、体育・スポーツ活動を目的とする団体に限り、県教育委員会事務局保健体育課（以下、保健体育課という。）より認められた者とする。

3 利用者登録が認められる基準等については、別に定める。

### (登録)

第6条 利用者は、学校体育施設を利用する場合、事前に学校体育施設利用登録申請書（様式第1号）（以下「利用登録申請書」という。）および利用団体名簿（様式第2号）ならびに誓約書（様式第3号）を保健体育課へ提出し、許可を受け、登録された者とする。

2 許可および登録の通知は、学校体育施設利用登録書（様式第4号）（以下「利用登録書」という。）をもって、当該校と利用者（以下「登録団体」という。）へおこなう。

3 県教育委員会は、登録団体が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合、その登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請に基づいて登録した事実が発見されたとき。

(2) 登録団体として不適当と認められたとき。

### (利用責任者)

第7条 登録団体には利用責任者を置くものとし、その職務内容については別に定める。

### (利用者の義務と責任)

第8条 利用者は、利用規程および指示された事項を遵守するとともに、利用中の事故責任に万全を期し、事故等が発生した場合にその責任を負うものとする。

2 利用者は傷害保険等に加入し、その写しを保健体育課へ提出することとする。

(利用の手続き)

第9条 登録団体が、希望する当該校の学校体育施設を使用する場合は、学校体育施設開放事業計画書(様式第5号)(以下「事業計画書」という。)および学校体育施設使用許可申請書(様式第6号)(以下「使用許可申請書」という。)を、原則として使用希望日の1か月前までに当該校へ提出し、当該校と十分協議のうえ許可を受けるものとする。

2 使用許可の通知は、学校体育施設使用許可書(様式第7号)(以下「使用許可書」という。)をもって、登録団体へおこなう。

3 使用を認められた後であっても、学校行事、学校体育施設の状況により使用が不適と認められた時は、その許可を変更または取り消すことができる。この場合において、登録団体に生じた損失については、補償しないものとする。

(使用料)

第10条 学校体育施設開放におけるグラウンド使用のための料金は徴収しないこととする。

(事故の責任)

第11条 学校体育施設(グラウンド)の使用に際し、利用者の責に帰すべき事由により生じた事故の責任については、当該校および県教育委員会は一切負わず、利用者自らが負うものとする。

(事故後の処置)

第12条 利用責任者は、使用中に重大な事故が発生した時は、該当の学校管理責任者(校長)に直ちに連絡するとともに、事故発生状況報告書(様式第8号)を提出しなければならない。

(損害弁償)

第13条 利用者は、施設用具等の全部又は一部を滅失または毀損した場合、速やかに施設用具破損届(様式第9号)を提出し、その損害を利用者自ら弁償しなければならない。

2 これにかかる費用については、当該校および県教育委員会は一切負わないものとする。

(実施状況および実績報告書の提出)

第14条 開放校の校長は、学校体育施設開放(実施状況・実績)報告書(様式第10号)(以下「実施状況・実績報告書」という。)および学校体育施設利用団体一覧表(様式第11号)(以下「利用団体一覧表」という。)を事業終了後1ヶ月以内に報告するものとする。

(その他)

第15条 その他この要綱に関し必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

利用区分	利 用 時 間
全日利用	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで
午前利用	午前 8 時 3 0 分から正午まで
午後利用	午後 1 時から午後 5 時まで